

中川事務所新聞

第 1 0 2 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【建設業の社会保険未加入対策（続報）】

以前お伝えした標記の件について、国土交通省より具体策が発表されました。

新規許可取得や許可更新に際して、社会保険への加入が確認されます。現時点では必須ではありませんが、それも時間の問題でしょう。

経営事項審査（社会性評価）において雇用保険・健康保険・厚生年金の未加入が各30点で最大120点の減点対象になります。

不良業者排除という大義名分



の下、この流れに逆らうことはできないでしょう。

【相続税の課税割合は4.2%】

国税庁の発表によると、2010年に亡くなった人のうち、相続税の課税対象になった割合は4.2%でした。

ある人が亡くなるとそこに相続が発生するわけですが、95%以上の相続が税金とは無縁です。だからといって何ら手続きが不要ということではなく、後々のためにも遺産分割はきちり行い、不動産等の名義変更等は直近の世代で済ませておきましょう。

【マイナンバー制度】

2015年1月から政府が導入を目指している社会保障や税金の管理に使う番号を国民一人ひ

とりに割り振る制度。

賛否両論ありますが、現実に行っている不公平を是正するには有効です。裏道を通って何かをごまかし続けている人には大きな痛手になります。

【5月の事務予定】

- ・5月決算法人期末実地棚卸
- ・2月決算建設業決算変更届
- ・3月決算法人確定申告&納税
- ・9月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険の年度更新に向けた準備
- ・夏季節電に向けた対策の検討・準備
- ・春の行楽



知ってお得！？法律雑学

Q．息子が小学校に入学し、自転車用のヘルメットを買われました。息子は嫌がりませんが被らないとダメですか？

A．道路交通法63条の10には、児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを被らせるよう努めなければならない

い、と規定されています。努力義務とはいうものの、ヘルメットを被らなければ法律違反です。違反になるのはヘルメットを被らない子供ではなく、その親なので間違いなく。

ちなみに、道路交通法で自転車に関して他に決められていることは、歩道走行禁止、並走禁止、反射器材のない自

転車の夜間走行禁止、などがあります(標識等の指示がある場合は除く)。

くれぐれも安全運転を心がけましょう。



経営談義

【外注と内製について再考】

X社：社員1人、人件費1万円/日
(社会保険等を含む)

Y社：社員ゼロ、外注単価80%
両社にかかるその他の経費は一定とする

単価5,000円の作業を請け負った場合、X社では、

1件目

$$5,000 - 10,000 = -5,000$$

2件目

$$10,000 - 10,000 = 0$$

3件目

$$15,000 - 10,000 = 5,000$$

以降、売上 = 利益が続く

Y社では

1件目

$$5,000 - 4,000 = 1,000$$

2件目

$$10,000 - 8,000 = 2,000$$

3件目

$$15,000 - 12,000 = 3,000$$

以降も同様に売上の20%が利益になる

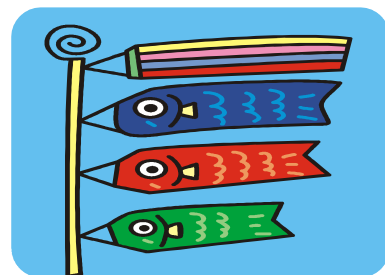
始めます。

この例は極めて単純化した計算ですが、それでも外注が有利か内製が有利かは一概にはいえないことが分かります。重要な点は、経営者が自社の方向性をしっかり定めることです。

この計算では、2件目まではY社が有利、3件目以降はX社が有利となります。勝負の分かれ目は、ある一定量の受注を確保できるかどうかです。

受注量が下方向に不安定な場合は、外注を利用する方が有利ですが、仕事量が増えても加速度的に利益が増えることはありません。一方、内製の場合は、受注が採算ラインを超えると利益が一気に増え

儲けは少なくともリスクは避けるか (Y社のパターン)、社内にノウハウを蓄積して将来の事業拡大を目指すか (X社のパターン)、いずれも経営者の信念にかかわることに違いありません。



久しぶりに人間ドックを受けてきました。厄年の頃に体調を崩して改心して以降、体重が少し増えてから風邪もひかなくなり、医師からは体の中が若々しいといわれました。あとは歩く量が圧倒的に少ないので、ケータイの万歩計を頼りに何とかしたいと思つています。

税務署員から「セーフティ共済」って何ですか？と聞かれた会社があります。経済常識が大きく欠落した役人が、経済関係の取締りをするというのも恐ろしい話です。

あつがわ

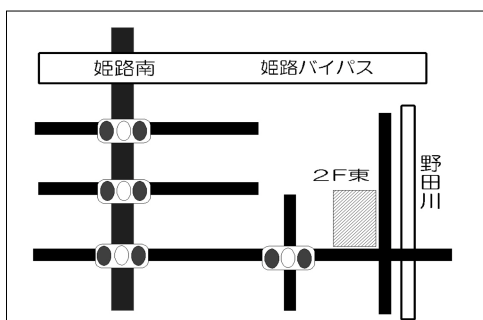
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp